

『特定口座 2017 年分の源泉徴収区分変更について』

1. 源泉徴収区分を変更しない場合、**お手続きは不要です。**

源泉徴収区分変更のお申し出がない場合、2016(平成 28)年分と同じ源泉徴収区分となります。

2017(平成 29)年 1 月以降も、源泉徴収区分の変更は可能ですが、特定口座内で譲渡（売却〔※〕や配当金等の受入れ）が発生した場合、2017 年内に源泉徴収区分を変更することができませんのでご注意ください。

※株式売却、信用取引の反対売買、投信（MRF・MMF 含）解約・償還、債券売却・償還を含む

<源泉徴収区分の確認方法>

取引画面内 [口座管理] ⇒ [口座開設状況照会]

口座開設状況照会	
▼ 特定口座	
口座の種類	開設状況
現物	開設
源泉徴収	あり
特定管理口座	開設
口座の種類	開設状況
源泉徴収口座の申告分離課税	あり

変更される場合は、次ページ以降をご覧ください。



2. 源泉徴収区分を変更する場合

<パソコンからの変更>

お取引画面内 [各種申込] ⇒ [各種お申込] ⇒ [特定口座 源泉徴収区分変更]

※インターネット部店（部店コード：070）以外のお客様は、書面でのお手続きのみとなります。

申込入力

特定口座 源泉徴収区分変更

確認事項（必須）

源泉徴収区分の変更	<input type="radio"/> 「あり」に変更	<input type="radio"/> 「なし」に変更
住所など届出事項について※1	<input type="checkbox"/> 変更ありません。	
確認事項について※2	<input type="checkbox"/> 確認しました。	

申し込む クリア

「確認事項（必須）」をクリックして、書面内容をご確認の上、こちらの画面より変更手続きを行ってください。

<<重要>>

本年中の変更が可能な場合

・特定口座内での譲渡（売却〔※〕や配当金等の受入れ）が**無い**

⇒**当社にて変更依頼受付後、本年からの変更として手続きを行います。**

本年中の変更ができない場合

・特定口座内での譲渡（売却〔※〕や配当金等の受入れ）が**有る**

⇒**2017年の年初からの変更として手続きを行います。**

※株式売却、信用取引の反対売買、投信（MRF・MMF 含）解約・償還、債券売却・償還を含む

<書面での変更>

お取扱店までご連絡ください。ご登録住所に必要な書類をお送りいたします。

お問い合わせ先：<http://www.hs-sec.co.jp/support.htm>

2017年の年初からの源泉徴収区分変更予約につきましては、原則として平成28年12月22日（木）到着（受付）分までとさせていただきます。ただし、受付状況により当日お手続きが間に合わない可能性もございますので、日数に余裕を持ってお手続きいただきますようお願い申し上げます。

<「源泉徴収なし」から「源泉徴収あり」に変更する場合のご注意>

「源泉徴収なし」から「源泉徴収あり」に変更する場合のご注意

変更と同時に「配当受入あり」の口座となります。

ただし、実際に配当金を当社の特定口座に受入れて譲渡損失と損益通算を行うためには、「源泉徴収口座の申告分離課税」が「あり」で、かつ「配当金振込指定方式」が「**株式数比例配分方式**」のお申し込みをいただいている必要があります。いずれにも該当されない場合は、損益通算を行うことは出来ませんのでご注意ください。

～ 確認方法 ～

こちらの画面より現在の「源泉徴収区分」および「源泉徴収口座の申告分離課税」ならび「配当金振込指定方式」をご確認いただけます。

取引画面内【口座管理】⇒【口座開設状況照会】

口座開設状況照会	
▼ 特定口座	
口座の種類	開設状況
現物	開設
源泉徴収	あり
特定管理口座	開設
口座の種類	開設状況
源泉徴収口座の申告分離課税	あり

取引画面内【口座管理】⇒【口座情報照会/変更】（表示された画面の下段）

■ 配当金お振込情報	
配当金振込指定方式	株式数比例配分方式

「株式数比例配分方式」とは？

証券口座で配当金を受取る方式です。複数の証券会社に口座を開設している場合、各証券会社の残高にあわせてそれぞれの証券口座に配当金が支払われる方式となります。

「配当金振込指定方式」の変更方法

お取引画面内【各種申込】⇒【各種お申込】⇒【配当金の受取方法変更】よりお手続きください。

※当社以外の金融機関で配当金振込指定方式を変更した場合、表示の設定と異なるケースがあります。

ご不明な点はお取扱店までお問い合わせください。

【参考】特定口座の開設状況確認画面

取引画面内[口座管理] ⇒ [口座開設状況照会]

口座開設状況照会	
▼ 特定口座	
口座の種類	開設状況
現物	未開設
源泉徴収	なし
特定管理口座	未開設

「特定口座が未開設のお客様で開設を希望される場合」

お取引画面内 [各種申込] ⇒ [各種お申込] ⇒ [特定口座開設届出書] よりお手続きください。

ご登録後住所宛に開設書類をお送りいたします。必要事項をご記入の上、本人確認書類を添付して、当社までご返送ください。なお、2016年1月より、本人確認書類に加えて、マイナンバーの提示（※）が必要となります。

※すでにマイナンバーをご提出済のお客様は不要です。

以上